

お客さまへ

大地みらい信用金庫

**「当座勘定規定」の改正に関するお知らせ**

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和 7 年 3 月 3 日（月）より、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱開始に伴い、「当座勘定規定（一般当座口）」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

当金庫は、引続きお取引いただいておりますすべてのお客さまへのサービス維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

**1. 「当座勘定規定（一般当座口）」の主な改定内容**

以下の下線部の条項を追加・変更いたします。

**第 1 条～第 6 条 （省略）****第 7 条 手形、小切手等の支払**

① ～ ② （省略）

③当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。

④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

**第 8 条 （省略）****第 9 条 支払の範囲**

① 呈示された手形、小切手等の金額および払戻請求書の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

② ～ ③ （省略）

**第 10 条 支払の選択**

同日に数通の手形、小切手、払戻請求書等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫に任意とします。

**第 11 条 （省略）****第 12 条 手数料等の引落し**

① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。



② (省略)

**第13条～第15条 (省略)**

**第16条 印鑑照合等**

① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(省略)

② ～ ③

本件に関するお問合せ 業務ソリューション部 0153-24-4106

以上

